

## 天正十八年の奥羽仕置と北奥・蝦夷島

長谷川 成一

### はじめに

豊臣政権が、日本国家の境界領域なかでも東の果てについての具体的なイメージをもって各大名に臨むようになったのは、天正十五（一五八七）年末の関東・奥惣無事令を発令して以降の事と考えられる。惣無事令については藤木久志氏による一連の画期的な研究が発表され、従来の豊臣政権についての見解が大幅に修正され豊かな視点を持つことになったと言っても過言ではなからう。<sup>①</sup>それはともかく、豊臣秀吉は自らの発する朱印状において、象徴的な言葉や用語を用いることが多く、それは彼の政治的な意向を明快に表現する手段として作用したことは明らかであり、当時の人々だけでなく現在に生きる我々にとっても、十六世紀の後半から末にかけての時期を考える上で重要なヒントになっていることは否定できない。<sup>②</sup>例えば、朝鮮侵略の際に盛んに用いられた「大明之長袖国」「日本弓箭きひしき国」〔『大日本古文書 毛利家文書之三』九〇四号 天正二十年六月三日付 豊臣秀吉朱印状、並びに『大日本古文書 小早川家文

書之二』五〇七号 同日付 豊臣秀吉朱印状など。大日本古文書は、以下例えば『毛利家文書之三』というように略記する。などの対句は、彼我をこのような象徴としてとらえ、対極にあるものとして把握していたことを示している。これには侵略に携わる日本軍の士気を鼓舞する意味もあったであろうが、それが当時の大名達にとって受け入れやすく、侵略のためのスローガンとして通用していたことも事実であろう。

豊臣秀吉が関東、出羽・陸奥両国への関心を示すなかで用いた、具体的な用例をあげてみよう。まず「不斗富士可一見候」という文言は、徳川家康と対立していた天正十三（一五八五）年の夏頃から天正十四年五月あたりに盛んに見え、「家康成敗」のための東国への出動を示唆して、東国大名達に対して宛てた朱印状のなかでよく使われた。<sup>(3)</sup> ついで、天正十八（一五九〇）年関東の後北条氏攻略ならびに奥羽仕置の際に用いられたのが、最も人口に膾炙している『大かうさまくんきのうち』（同書を本稿で引用する場合は、特に断らない限りは、汲古書院から一九七五年に刊行された『大かうさまくんきのうち』斯道文庫 古典叢刊之三を用いることをお断りしておく）の「こんとは、おふしう、ひのもとまで、とし月をへて、おほせつけらる可候」や「出羽奥州之果迄」<sup>(4)</sup>に代表される文言であろう。すなわち「ひのもとまで」という用語は奥羽仕置を象徴し、豊臣政権が東の果てに到達することを標榜した文言であったのであり、奥羽仕置のキーワードであったと言っても大過なからう。

本稿では、秀吉が日本国内に残った最後の未平定地であった「おふしう、ひのもと」までを手中にする過程で、換言すれば天正末年における豊臣政権による奥羽仕置の経過のなかで、奥羽地方並びに蝦夷島がいかなる段階をへて同政権に組み込まれていったのか、加えて仕置を進めていくなかで、豊臣政権が強力に推進していった政策の基幹は如何なるものであったのかを解明したい。またそれに加えて北奥・蝦夷島の領主権力は在地の関係を克服して、豊臣政権との間で如何なる対応をしていたのかなど、従来は後世の編纂物や軍記類に拠るあまり、きめ細かく検討されて

こなかった事柄に焦点を宛てて、文書史料に基づきつつ考察を加えていくことにしたい。

## 一 「日本の本」まで

豊臣秀吉は天正十八（一五九〇）年三月朔日を期して、京都を出立した。<sup>(5)</sup> 小田原の後北条氏攻略については、参謀本部編『日本戦史 小田原役』（村田書店 一九七七年復刻）等の各書に詳しく述べられており、研究の成果も多いので本稿では先行研究に譲り、それについては割愛することにする。ここではその経過のなかで、文書に現れた日本の果てを意識した文言や、自らの版図に組み込んでゆく過程のなかで出てきた問題の解明を主眼として論を進めていきたい。

先に述べた如く、当時の軍記である『大かうさまくんきのうち』に「おふしう」「ひのもと」の文言が見えていたが、文書においてはいかなる表現がなされたのであろうか。豊臣秀吉が小田原へ出陣している時に書き送った書状のなかで、天正十八年四月十一日、真田安房守・同源三郎へ宛てた朱印状のなかに「出羽・奥州日ノ本之果迄モ被相攻、御仕置等堅可被仰付候」とあり、また翌四月十二日の加藤清正へ宛てた書状にもほぼ同様の文言を記述している。<sup>(6)</sup> ついで四月十三日、北政所の侍女五さへ宛てた秀吉の消息には、小田原を干殺にした後は、「大しゆまでひまあき候間、まんそく申におよばす候、二はん三ぶん一ほと候まゝ、このとき、かたくとしをとり候ても、申つけ、ゆくゆくまでも、てんかの御ため、よきようにいたし候はんまゝ、このたひてからのほどをふるい、ながちんをいたし」と、<sup>(7)</sup> 小田原から奥州までは「ひまあき」すなわち自らの支配領域に入っていないことを認めた。そしてそれは日本の三分一ほどに当たり、秀吉として決して満足できるものではなく、したがって天下のために長期間の出陣もやむをえない

と述べている。ともかく秀吉は日本の三分の一が自らの版図に入っていないこと、逆に言えば奥州まで至れば日本の支配は完了したと当時認識していたことが知られる。

そのことをよく示すものとしては、同年五月二十日の木村重茲・浅野長政へ宛てた豊臣秀吉朱印状（『浅野家文書』二五号）において、次のように述べている。

一、大軍を被召連、八か国之内四五ヶ国持候北条を、日本五十ヶ国余之国の者として、可勿首儀ハ勿論にて候か、

ここで秀吉は、日本五十ヶ国余りをもつ者として自分を位置付けており、このことと小田原の後北条氏を滅ぼした後の同年八月十二日の秀吉朱印状において「六十余州堅被仰付」（同前 五九号）と表現したのは、大きな落差がある。いまだ日本国の境界まで支配を及ぼしていないという秀吉自身の内心忸怩たる自覚の現れとも見られ、それは右の八月十二日の朱印状にある有名な「山のおく、海へるかいのつゝき候まで」（同前）の文言とも対比をなしていると言えよう。

右の消息の半月後、秀吉は大政所へ対して消息をしたためている。同年五月朔日のその文書によれば、「小たわらのことは、くわんとうひのもとまでのおきめに候まま、ほしころしに申しつく可候間、としをとり可申候<sup>(8)</sup>とあり、ここにおいて私的な書簡においても「ひのもと」の文言が用いられるようになった。そもそも「日ノ本」「ひのもと」の用語は、中世において既に東の果てを意味するものとして用いられてきたし、又当時においても通用する言葉であったことは、従来の研究史が明らかにしてきたところである。<sup>(9)</sup>したがって、この時点では豊臣政権のなかでも「ひのもと」という漠然とした用語が、共通の理解を得ることの可能な言葉として、公的にも私的にも用いられるようになった点を確認しておきたい。

天正十八年六月七日、加藤清正へ宛てた豊臣秀吉朱印状において、秀吉は関東地方の後北条方の城々を次々に陥落させていることを報じるとともに、「奥兩國面々不残参陣候、其内伊達参上候、彼手前之儀此比押領之地返上可仕由、堅被仰出、御請申候」とある（前掲註6の『山鹿素行先生全集 武家事紀 中』四九〇頁）。また同朱印状の約十日後、黒田長政へ宛てた朱印状には、「奥羽兩國之儀、諸將不残追々参上候、其内伊達事御理申上、近年押領之地悉差上、則為御礼致参陣在之事候」とあり、伊達氏を始めとする奥羽地方の諸大名の小田原参陣、伊達氏の会津返上を記している（『黒田家譜』）。これについては、同様に同年六月の加藤清正へ宛てた徳川家康の家臣榊原康政書状（前掲註6の五六〇頁）にも、

関八州出羽奥州迄之士卒一人も不残出仕申、西国北国之諸士、依故障遅参之輩、追日参陣候間、今者都合其勢五十万有余被記畢、從神武以来、有此不<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>之御威風未聞候處、此体ニ候者、異<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>迄も可有御随事、案中候歟、

（傍点筆者）

とあり、全国の諸大名が小田原の秀吉のもとへ参陣したことが知られる。西国の大名は、前年十一月の「小田原陣陣立書」（『伊達家文書之一』四七四号）において出陣が定められており、ここでやはり注目すべきは、出羽・奥州の各大名達の小田原参陣である。同年七月朔日付、日向の伊東祐兵へ宛てた浅野長政書状によれば、「一、奥州之伊達、南部、其外小身成衆迄、不残出仕候事」とあり（『日向古文書集成』宮崎県 一九三八年「伊東文書」四七六頁）、奥羽地方の大名・小名の小田原参陣が実行に移されたことを窺わせる。先の榊原康政の書状にもあるとおり、その五十万有余の軍勢集結は、「神武」以来の「不思議之御威風」であり、これは「異国」までも随えることを想定したことではなからうかと述べているのは、天正十六年からの奥羽大名達への惣無事令伝達が、「唐入り」と関連づけて行われたことと無縁ではないであろう。<sup>(10)</sup>ここで、北奥羽大名の小田原参陣について、各大名の実施に至った状況を確認してお

きたい。

前述の如く、天正十八年六月から七月にかけて、奥羽地方の各大名は小田原の秀吉の陣に出かけ目通りをしたようである。伊達政宗は同年六月五日に到着の後、九日に出仕したことが知られ、南部信直も同年七月初めには小田原に参陣していることが確認される（『伊達家文書之一』五一三号 天正十八年六月十四日付 伊達政宗書状）。南部氏は参陣の成功をひときわ喜んでいたと見え、高野山遍照光院にもそのことを伝達し、同年七月十一日の八戸氏に宛てた遍照光院良尊の書状によれば、「今度於相州表、関白様就御尊意、屋形様御同心被成、御出仕之由、大慶存候条」（『南部家文書』吉野朝史蹟調査会刊 一九三九年 一一七号）とあり、南部氏の小田原出仕に関する安堵ぶりが窺われて興味深い。奥羽大名のなかでも出羽国の戸沢氏の小田原出仕は早く、天正十八年三月十日、戸沢盛安が三河吉田に在陣中の秀吉の陣に赴いて拝謁しており、仙北三郡を与えられたという（『史料綜覧』卷十二 二七三頁）。ただしこの際の安堵を明記する文書は残っておらず、周知の如く同氏に対する領地安堵の朱印状は、天正十八年七月二十八日、弟の戸沢光盛に対して発給されており（『岩手県中世文書』下巻 岩手県教育委員会 一九六八年 二八頁。以下、同書を『岩手県中世文書』下と略記する）、三月の段階で領地安堵の朱印状が出されたとはとうてい信じがたい。戸沢氏のような事例はむしろ例外的なもので、多くの奥羽大名は、同年六月から七月に至る期間に小田原に参陣し、秀吉に拝謁したと見るほうが自然であろう。もちろんその機運に乗り遅れたもの、不参のものもあり、それらの大名は奥羽仕置の過程でその領地支配を認められなかったのであった。

#### 北奥地方

津輕側と南部側に分けて情勢を見ておくことにする。津輕側の史料では最上義光の連絡によって為信は同年二月に沼津で秀吉へ拝謁し、領地の安堵を得たといわれている。しかしこれは津輕藩の正史である「津輕一統志」など江戸

時代の同藩の史書には全く見えない記事であり、明治維新以降近代に入ってから編纂された『津軽歴代記類』上（みちのく双書7 青森県文化財保護協会 一九五九年）にのみ見えるものである。「津軽一統志」（『新編青森県叢書』1 歴史図書社 一九七四年）や「封内事実秘苑」（弘前図書館蔵）など官撰あるいは準官撰の史書の記述するところを要約するならば、為信は天正十七（一五八九）年の小田原在陣（このことから既に誤っている）の際、家臣の八木橋備中を派遣して三島において豊臣秀吉に謁見し、鷹・馬を献上して津軽三郡合浦一円の安堵を得たというものである。翌天正十八年は小田原参陣の記事がなく、天正十九年の九戸一揆出陣の記事はある程度の具体性と歴史的正确性を帯びてくる。近世の津軽藩にとって、小田原参陣が重要な歴史的エピソードでなかった筈はなく、もし江戸幕府を慮ってそれを記さなかったのであれば、他の各藩でも同様にその間の記載がなされないことになるが、隣藩である盛岡南部藩の各史書には、天正十八年における南部信直の小田原参陣を克明に記してあり、江戸幕府への遠慮はその理由にならない。とすれば津軽藩側に天正十八年の小田原参陣よりもさらに長く歴史的に記憶しておこうと意図した事柄が、それ以前に存在したからこそ、このような記述になったのではなからうか。

よく知られた天正十七年八月二十日の南部信直へ宛てた前田利家書状には、上洛の催促とともに、秋田の内乱（湊・檜山合戦）に乗じて南部領内の「以其競津軽及行御家中ニも叛逆之族有之」を聞いており、「近年内存之鬱憤」は必ず晴らされることであろう、と述べている（『岩手県中世文書』下 二二頁）。さらに来春豊臣秀吉が出馬の上、「出羽・奥州両国之御仕置」を命じるとの記述があり、ついで秋田は御蔵納すなわち直轄地への編入を予定していると思われる。この「以其競津軽及行御家中ニも叛逆之族有之」は恐らく為信の南部信直からの離反活動を示唆しているものと思われ、南部信直の鬱憤は晴らされる予定であることから、為信の南部氏からの独立はこの時点では認められる情勢にはなかつたようである。為信の行為は私戦禁止をいう惣無事令に抵触し、既に「叛逆之族」のレッテルがはられ

ていることから、前田利家は南部信直へこのように書き送ったのであろう。しかし最終的には、為信が津軽地方の領地を安堵されたのは、如何なる理由に基づくのであろうか。少なくとも前年の段階で、奥羽仕置の構想を秀吉がある程度持っていたことは、安東氏の例からも知られ、その通りであれば領地安堵はあり得ることではなかった筈である。また南部氏よりも若干早く小田原に参陣したとしても、惣無事令違反に問われ、存続が可能であるとはとうてい考えられない。

安東氏も同様に天正十七年の湊・檜山合戦により、惣無事令違反に問われたことが明らかにされており、しかもそのため右の前田利家書状にみるような秋田領の蔵入地化が言明されたのであった。しかし天正十九年正月、安東氏は領内に太閤蔵入地を設定されたが、全領内の蔵入地化は回避され、しかも安東氏の領内三分二の領地安堵の朱印状を受領した（「秋田家文書」東北大学所蔵）。藤木久志氏によれば、安東氏は天正十七年から同十八年にかけて石田三成を頼った猛烈な中央工作をしたことにより、その危機を回避したと述べており、<sup>(11)</sup> 為信の場合にもその形跡が認められるのである。

従来年代が不明であった、南部右京亮宛て十二月二十四日付の豊臣秀吉朱印状（「津軽家文書」国立史料館蔵）は、<sup>(12)</sup> 近年の研究の結果、天正十七年十二月二十四日と判明した。<sup>(13)</sup> そのなかで秀吉は南部右京亮へ宛て黄鷹・蒼鷹贈答を謝しており、為信は豊臣政権との接触を奥羽仕置以前にもっていたことが確認された。このほか南部右京亮宛ての鷹受領を謝する書状としては、織田信雄並びに豊臣秀次のものが存在し（両書状とも「津軽家文書」国立史料館蔵）、これらも恐らく天正十七年から同十八年にかけての文書と推定される。鷹献上の行為を媒介として統一政権との折衝をもとうとしたのは、当時の大名にとって慣例的に行われた行為であり（拙稿「鷹・鷹献上と奥羽大名小論」『本荘市史研究』創刊号 一九八一年）、例えば南部信直も天正十五（一五八七）年二月に重臣北信愛を金沢へ派遣し、前田氏を通じて豊臣



秀吉へ鷹献上を行い、朱印状の獲得を目指した。当時あいにく秀吉は九州へ遠征中であったことから、目的は達成されなかった経緯があった（『北左衛門信愛之覚書』、『南部叢書』第二冊 南部叢書刊行会 一九二八年）。為信は名家であった南部氏と同様のことを実行に移したのであって、豊臣政権への鷹献上という行為を通じて、また同政権の有力者への鷹贈答を実行して支持基盤を固めたのであった。つまり天正十七年の段階で豊臣政権との接触に成功していたことが、翌年の奥羽仕置にあつて首尾よく領地没収の危機を回避することが可能になった、大きな要因であったと考えるのである。

南部氏の側の代表的な史書「南部根元記」（『南部叢書』第二冊）は、近世の記事は当時の南部氏関係以外の文書や記録と比較して、津軽側のような誤記が比較的少なく、ある程度信用のおけるものである。そのなかに「信直公小田原参陣之事」として、南部信直は前田利家を頼って同人の鉢形の陣所に到着しており、四月下旬あるいは末に小田原の秀吉の陣に赴いたとある。その際、前田利家から数日以前に為信の母親が秀吉から御朱印を下付されて帰途についてばかりであると聞いた、という。この御朱印が津軽側のいう領地安堵のものであるのか直接記してはいない。ただしこの「南部根元記」も怪しいところがあり、前田氏の重臣河島重統書状によれば、南部信直は出仕を意図して使者を派遣してきたが、近日中に本人が到着するであろうと述べており（『伊達家文書之一』五〇九号）、この書状が天正十八年五月二日に出されたものであることを考慮に入れるならば、四月下旬に小田原へ参陣したという「南部根元記」の記事全体もかなり信憑性が薄れてくることになろう。やはり前述の如く、七月初めに南部信直は小田原参陣を果たしたと見なしたほうが無難であろう。

#### 北出羽地方

北出羽の安東実季は、秀吉が小田原に在陣中はついに謁見の機会をもつことができなかつたようである。天正十八

年七月二十三日付の石田三成・増田長盛連署書状によれば、「秋田方小田原表へ雖不（参カ）当地へ御成に付而此方へ被罷越由得其意候」<sup>(14)</sup>とあり、安東実季が会津に赴く秀吉の陣中で服属の意を表したのは明らかである。このように小田原参陣は、奥羽地方の大名配置ないし国分けに大きな影響を及ぼすものではあっても、必ずしも奥羽の大名達の改易に直接結び付くものではなかったことが知られる。七月二十六日に到着した宇都宮における奥羽仕置の第一が、奥羽諸大名の国分けすなわち知行割りにあったことを勘案すれば、それ以前に謁見した安東氏はかろうじてこの機会を逃さず済んだことになる。安東氏を除いた北出羽の大・小名衆の小田原参陣の模様については、系図や軍記などの他に史料が見当たらないため詳細は不明であるが、遅くとも安東氏よりは時間的に早く秀吉の陣に到着して、拝謁を得たものと推察される。

秀吉は天正十八年七月十一日、本願寺に対して後北条氏を滅ぼしたことに合わせて「出羽・奥州之果迄、置目等為可被仰付」（前掲註4）と、七月二十日に会津へ出立することを伝達した。そのような情報が京都においてもかなり広がったものと見え、多聞院英俊は同年七月二十六日の「多聞院日記」（『増補統史料大成』多聞院日記四 以下、同書を「多聞院日記」と略記する）に、「日本国六十余州島々迄一円御存分ニ帰了、不思議々々ノ事也」と記しており、ここに豊臣政権が日本国を一円支配の下においたことを述べたのであった。

豊臣政権は、宇都宮において奥羽仕置の基本方針を明らかにした。それは天正十八年七月二十七日の南部信直へ宛てた秀吉朱印状（『岩手県中世文書』下 二六頁）に見えるところであって、翌二十八日にはほぼ同様の趣旨を盛り込んだ朱印状が戸沢氏にも下付された（同前二八〜二九頁）。よく知られた内容であるのでここで詳論する必要はないが、行論の關係上簡単に触れておきたい。

第一は、当知行の領地安堵で、南部氏の場合は「南部内七郡」<sup>(15)</sup>、戸沢氏は「出羽国仙北之内九郎当知行分事」が相

違なく領地として認められた。第二は「妻子定在京」、これは大名の妻子を常に在京させるといふもので、人質の徴収を意味した。第三は領内の城々のなかで一城を残して家中の城を悉く破却せよ、ついで家臣を居城の所在地に集住させよというものであった。第四は知行方の検地を実施し、台所入りを丈夫にし、在京の賄いに支障を来さないようにとの定めであった。この方針をさらに要約すれば、領内における検地の実施、城割り、妻子上洛の三点に凝縮することが可能であろう。この三点の方針は仕置のなかで各領主に下命適用されたものとみられ、個々のケースではその貫徹には様々な問題があつて不十分な事例も見受けられた。

第一の領内検地については、特に渡辺信夫氏の「天正十八年の奥羽仕置令について」（『日本文化研究所研究報告別巻』第十九集 一九八二年）が、豊臣政権による宇都宮と会津における仕置の質的な相違を明確にしたうえで次のように論述した。すなわち伊達・最上両氏など大名権の確立している大名に対しては、大幅に自分仕置権を認めて従来の領国を原則として知行地と認めた。大名権が不十分な大小名に対しては、豊臣氏が直接検地を実施して、大名権を保証し領地を安堵したと述べ、奥羽仕置の過程で当該地方全てに太閤検地が実施されたわけではないことを明らかにされた。また第二の領内の城割りについては、小林清治氏が「『奥羽仕置』と城わり」（『福大史学』第二十八号 一九七九年）において、豊臣政権による奥羽地方の城割りを詳細に論じており、そのなかで同氏は大名居所一城の原則は必ずしも徹底せず、旧勢力を城館から排除し、新勢力をこれに配備し直すという程度に終わった。これは仕置反対一揆の教訓によるもので、天正十九年の再仕置では主要な城々を残してその他を破却するといふかたちがとられたとし、これは当時の奥羽地方の実態を反映したものであったと述べた。<sup>(16)</sup>このように天正十八年の奥羽仕置の三大方針のうち、各大名領主の領内検地と城割りの二大方針は、極めて貫徹度の弱いものであったことが、先学の研究によって明らかにされた。しかれば、第三番目の「妻子定在京」のそれは奥羽地方の各大名・小名に対して如何なる負担を強いるもので

あり、その実施状況は如何なるものであったのであろうか。

## 二 「足弱衆」の上洛

嗣永芳照氏の紹介にかかる小瀬甫庵の「永禄以来事始」(『史観』一〇七号 一九八二年)によれば、「秀吉公御代之事」として、

一、国守之簾中并其家之大臣等妻子大坂・伏見へよひ上せられし事、

とあり、大名からその女房衆と有力家臣の妻子を大坂や伏見へ上せたことは、豊臣政権の特筆すべき政策の一つとして記している。

前章で述べた通り、奥羽仕置の三大方針のなかで、右の「妻子定在京」は当時の人々が重大であると考えていたほど、従来の研究史のなかで領内検地や城割りに比べて、あまり重点がおかれてこなかったように思われる。しかし大名の妻子上洛が全く等閑に付されたわけではなく、山口啓二氏は佐竹氏の事例を紹介して、豊臣政権への服属後新たに大きな負担になったのは、軍陣役・普請役に加えて、人質の京都指出と佐竹義宣自身の上洛参勤であったと述べており、この上洛はただたんに秀吉に礼をして服属の意思を示すにとどまらず、京都に屋敷を構えて妻子と軍勢を居住させ、やがては名護屋への出陣や伏見城の普請役の奉仕へと連なる、いわゆる際限なき軍役の賦課に繋がるものであったとしている。<sup>(17)</sup>

ところで豊臣政権が服属の印として、各大名に対して大名自身だけでなく妻子の上洛を求めるようになったのは、何時のことであろうか。同政権が人質を各大名から徴収したことはよく知られるところであり、そのこと自体は取り

立てて問題にすべきことではないが、それが体制的に実行に移された時期ならびに先述した佐竹氏や奥羽地方における仕置と同様な意図に基づいて、実施に移されたことについては検討に値するであろう。「多聞院日記」によれば、天正十七年九月朔日の条に次のようにみえる。

天気快晴、諸国大名衆悉聚楽へ女中衆令同道、今ヨリ可在京ノ由被仰付トテ、大納言殿女中衆今日上洛、筒井モ同前、世上是故震動勸也、

とあり、豊臣政権が諸国の大名の「女中衆」聚楽第集住を令したが、それには豊臣秀吉の実弟である大納言の羽柴秀長も例外ではなく、世の中がこれのため大騒ぎであると述べている。十月に至って各大名へ実際に上洛が求められたらしく、大友吉統へ宛てた天正十七年十月七日の疋田就義等連署書状には、次のようにある。「一、毛利殿始而御内方同道候て、在京候事、日本何も堅為被仰付、秀長御内様まで在聚楽候、」〔大分県史料〕<sup>33</sup> 第二部補遺<sup>5</sup> 大分県教育委員会 一九七七年）とあり、足弱衆上洛と在聚楽第は、国内において逃れようのない責務であると、これも羽柴秀長の例を引き合いに出して強調している。ついで疋田は尚々書にて「千方々々御在聚楽専用までにて候、万々申上度も此義迄ニ候キ」（同前）と、聚楽第集住命令の厳しさを重ねて大友氏に具申したのであった。<sup>(18)</sup>

また「維摩会日記并別会方」天正十七年九月朔日の条には、豊臣政権は諸大名の在京にともない女中衆に三ヶ年の在京を命じ、しかもそれは羽柴秀長と大和郡山の大名衆・一万石以上の知行衆が対象となったとある（東京大学史料編纂所蔵）。岩沢愿彦氏はこれを直接的には小田原役遂行に伴う人質の確保を目的としたものと述べておられる（同氏『前田利家』吉川弘文館 一九六六年 一三七頁）。しかし後に述べるように、関東・奥羽大名への「妻子定在京」を命じる朱印状には、年限が記されておらず、しかも勧修寺晴豊の日記「晴豊記」〔増補続史料大成〕「晴豊記」臨川書店 一九八一年）天正十八年の各日の条に散見する毛利氏や上杉氏の女房衆在洛の記事を見れば、これはまさに山口氏が

指摘するような、名護屋在陣や伏見城普請など際限なき軍役の賦課と同様の性質を持つものであったと考えるべきである。このように「多聞院日記」や「維摩会日記并別会方」等にも見られる通り、豊臣政権は全国の大名から「女中衆」の上洛と在京を求めているのであって、この天正十七年以前に行われた、例えば島津氏に対して命じたような人質徴収とは異なるものに変質していったと考えられる。

筆者は、宇都宮における奥羽仕置の最重要点が、奥羽大名の国分けすなわち知行割りにあることに異議を挟むつもりはないし、もっともな指摘であると考えるものである。しかし前述の如く、この宇都宮における秀吉の指令において始めて、豊臣政権における最も重要かつ敵しい「妻子定上京」の原則が、奥羽地方に発令されたことを重視したい。妻子の上洛が命じられた奥羽地方の個々の大名の事例を考証して、その原則の貫徹度を検証することにした。

陸奥国では、まず伊達氏の場合を見てみると、天正十八年七月二十六日、木下吉隆は秀吉の宇都宮到着を伊達政宗へ伝え、奥羽の処置を決めるため伊達政宗と最上義光を宇都宮へ呼び寄せることを伝達するとともに、そこで初めて「御足弱衆御上洛之儀をも被仰付、御急專一候」と述べており（『伊達家文書之二』五二四号 木下吉隆書状、伊達氏の「御足弱衆」上洛が正式に下命された。この木下吉隆書状以前には、伊達政宗の上洛が天正十六年頃から取次衆を通じて幾度も懇願されており（例えば『伊達家文書之一』三八七号 天正十六年九月十三日付 施薬院全宗書状 伊達政宗宛など）、同十八年二月からは小田原参陣が同じく催促されていた（同前 四七九号 天正十八年二月二十一日付 木村吉清書状 伊達政宗宛）。宇都宮において始めて、伊達氏の妻子上洛が下命されたのであった。

同じ陸奥国の南部氏は、既に述べたように同年七月二十七日の秀吉朱印状において、「妻子定上京」が定められており、これは「南部内七郡」の安堵に裏打ちされたものであるだけに逃れるべくもない豊臣政権の敵命であった。時期は若干ずれるが、同年八月十六日の陸奥国岩城氏重臣白土氏に宛てた石田・増田兩名連署書状には、岩城領主岩城

貞隆に領地を安堵することを明記するとともに、「在京之面々へは、京都まかない料、可有配当事」(『福島県史』第七卷 史料編二 古代中世資料 臨川書店 一九八五年復刻 八九九頁)がわざわざ一条を立てて記述されており、この文言からするならば、岩城氏も当然妻子ないしそれに代わる一族の在京が予定されているか、もしくは実施に移されようとしていたことが窺われる。

出羽国においては、前記天正十八年七月二十八日の戸沢氏に対して発給された秀吉朱印状において、南部氏と同様、当知行の安堵とともに「妻子早々可令上京候」が定められた。同じく最上氏に関しては、南部氏へ宛てたような朱印状が現存していないため詳細は不明であるが、同年八月十日の和久宗是書状の尚々書(『伊達家文書之二』五六六号)には、

尚以最上妻子をへ、山形殿御自身御同道にて、昨九日ニ被上申候、一段之御機嫌にて候つる、

とあり、最上義光は自ら妻子を同道して上洛を敢行した。この書状の翌日八月十一日の島津義久へ宛てた秀吉朱印状には、「始伊達、南部、山形、妻子為在洛差上、被明御隙候条」(『島津家文書之一』三五七号)とあり、陸奥国の伊達氏・南部氏、出羽国の最上氏が各々妻子を上洛させたことが判明する。最上氏の足弱衆上洛は、最上義光自身の上洛、換言すれば参勤をも含むものであったことは注意しておきたい。すなわち豊臣政権の意図は、人質の徴収のみを目的としたのではなく、大名領主自らの参勤と妻子の在京を目指したものであった。

また天正十八年八月十二日の浅野長政へ宛てた、有名な撫切令のなかに「国人妻子事、何も京都へ進上申族者、一廉尤可被思召候」とあり、各大名の足弱衆の上洛もさることながら、有力家臣とその妻子にも上洛は下命されたのであった。本章の冒頭に掲げた「永祿以来事始」にも、「其家之大臣等妻子」の大坂・伏見への呼び寄せが記されているが、まさにその通りの方針が奥羽仕置においてもとられたのであった。

さて足弱衆と大名自身の上下は、各大名へ個々に通達されたものであろうが、豊臣政権としては、前章で述べたように「日の本迄」「置目」を徹底させることが目的であったのであり、足弱衆の上下とあわせてその点については、次の豊臣秀吉朱印状（「武徳編年集成」巻三九 天明六年版 天正十八年七月晦日の条 東京大学史料編纂所蔵）がいろいろと興味深い事柄を示唆している。

去廿二日書状披見候処、富士之根へ参着、即材木有所見立、道以下申付候由、被聞召届候、尤被思召候、早々言上之義、悦思召候、大仏材木、年ヲ不越様ニ入精可申付事肝要候、仍去廿六日下野国宇都宮へ相移、逗留候、佐竹・宇都宮其外諸侍、足弱共被差上候、城之事も相改、不入處ハ破却之義、被仰付候、会津ハ先近江中納言差遣候、一昨日伊達左京大夫為御迎罷越候間、近日会津へモ可被移御座候、出羽奥州へ其二手に相分被指遣候御人数、此度御置目等為可被仰付、如斯候、兩國之義ハ不及申、津輕・宇曾利・外浜迄、悉足弱共為在洛指上候、蝦夷島へ被成下御朱印候、不致出仕候ハ被指渡御人数、悉可被刎首候、尚木下可申候也、

秀吉公御朱印

七月晦日

羽柴土佐侍従とのへ

蜂須賀阿波守とのへ

生駒雅楽頭とのへ

戸田民部少輔とのへ

福島左衛門大夫とのへ

脇坂中務少輔とのへ

（傍点筆者）



右の朱印状は、従来方広寺大仏材木の徴収に力点をおいて解釈されることがあったが、本稿の論点においても重要な意義をもつものであると思われる。材木の徴収は直接関係の深いものではないので、この際おくとして、同朱印状のなかで、秀吉は次の四点を明記している。第一は、天正十八年七月二十六日、宇都宮に到着したこと、第二は、佐竹氏・宇都宮氏等が足弱を差し出し、城割りを命じたこと、第三は出羽・陸奥两国へ置目を徹底させるため軍勢を差し向けたこと、そして「津軽・宇曾利・外浜」まで足弱衆を在洛させるために上洛を命じたこと、第四は、蝦夷島へも朱印を発給して出仕なき場合は、軍勢を差し向けて成敗するつもりである、というものであった。ここで秀吉は、足弱衆の上洛を特に強調しており、それは出羽・陸奥两国は言うに及ばず「津軽・宇曾利・外浜」までもとわざわざ厳命していることは注目に値しよう。同日の日付の本願寺へ宛てた朱印状には、「八州儀者不及申、奥两国諸侍足弱無悉為在洛差上申候」と、「津軽・宇曾利・外浜」の文言はなく、また蝦夷島についての記述もないが、秀吉の本意は蝦夷島までを見通したものであった。

ここで想起されるのは、天正十一（一五八三）年四月十二日の小早川隆景へ宛てた秀吉の判物において、「自播州西之事は不存、於東は津軽合浦外浜迄も我等遣先ニ可相堪様依無之」（『萩藩閥閥録』第一巻 山口県文書館 一九七九年復刻四〇頁）と述べたことである。この判物は柴田勝家追伐の際に発したものであって、「津軽合浦外浜」の文言はおそらく実感に基づくものではなく、当時通用していた抽象的な地理観に立脚した用語であったと推察される。しかしこのたびの天正十八年七月晦日の朱印状は、かなり具体的な認識に裏打ちされたものと考えられ、秀吉はそれこそ日本国の果て、境界地域にまで至りそれを手中にしたという認識を持ちえた結果、このような文言を記述したのではなからうか。津軽・外浜は天正十一年の段階で既に見え、中世においても、このような語用はよく見られるところである。周知の如く、宇曾利は現在の下北半島の北部むつ市並びに下北郡一帯をさす古代・中世地名であり、中世安藤氏の拠

点の一つでもあった。<sup>(22)</sup>十五世紀の中頃には、津軽・外浜とこの宇曾利の地は安藤氏から根城南部氏の支配下に入ったと考えられている(安東師季祈願状 応仁二年二月二十八日付 『岩手県中世文書』下 六〇七頁)。宇曾利の地名が朱印状に登場したことの意味を考えてみたい。天正十八年九月二十日の八戸氏へ宛てた浅野長政書状(前掲『南部家文書』一八号)には、

態申入候、仍其方家中たなぶのやすミと申人、くりけの可然馬所持之由候間、所望申度候、貴所迄ニひかせ候て、可給候、(下略)

浅野長政はここで栗毛の名馬を南部信直の重臣八戸氏に所望している訳で、その馬は家臣の所有にかかるものであると言う。ここにおいて中世宇曾利郷の一部であった「たなぶ」||田名部という具体的な地名を明記しており、宇曾利の文言は用いていない。この九月の時点は、豊臣政権の派遣した上方軍が出羽・陸奥両国に入って検地や刀狩り等の具体的な仕置を強行していた時期にあたり、田名部など下北地方の具体的様子が次第にわかりだしてきた時でもあった。七月晦日の時点における宇曾利の用例は、やはり正確な状況が判然としていない時期のものと考えられ、中世において通用していた地理観ないし世界観に基づいて用いられたものと推察される。「宇曾利」の地名が日本国国内のある位置を示すものとして、また国内の地理の一部分を占めるものとして視覚的に表記されたのは、室町時代後期の成立と言われる「南瞻部洲大日本国正統図」に宇曾利が本州の一番東に書き込まれてるのが初見ではなからうか。この日本図は、西を上にした図で、行基図の特色をよく示している。東北地方には、秋田城、鎮主府、夷地、宇曾利、会津の地名が見え、逆に津軽や外浜は図中に記されていない。したがって同日本図における日本の果は、宇曾利ということになる。また本図とはほぼ同じ日本図で中国に伝えられ、同国で作成された鄭舜功の「日本一鑑」がある。彼は嘉靖三十四(一五六五)年に来日し、帰国後の嘉靖四十五年に表した日本図に、日本の東北地方の地名として陸奥・

夷地・津軽・秋田城などとともに、「竹浜」（外浜の誤記）「守曾利」（宇曾利の誤記）が日本のはずれに書き込まれており、十六世紀中葉において、宇曾利は津軽・外ヶ浜と並んで日本の果てとして当時の人々に認識されていたことが判明する。<sup>(23)</sup> すなわち豊臣秀吉が朱印状で用いた「津軽・宇曾利・外浜」の地名は、中世以来の日本の果て、出羽・陸奥兩國の外にあって蝦夷島を臨む境界地域であるという地理観に基づいて用いられた用語であった。

蝦夷島出仕に関しては章を改めることにして、「津軽・宇曾利・外浜」の文言は、それに先立って記された「兩國之儀ハ不及申」の文言からすれば、豊臣政権にとって、出羽・陸奥兩國には含まれない異域に隣接する境界地名ということになる。また蝦夷島の文言もあるので、これらの地名はむしろ蝦夷島を見通した上での兩國に近接する境界地域として認識されていたことがわかり、その地域までも足弱衆の上洛を敵命したというのであった。ただしここで注意すべきは、蝦夷島へは朱印を発給して出仕を命じたとあり、足弱衆の上洛を命じたとは記述されていないことである。日本国の境界地域までは足弱衆の上洛を下命しえるが、その外に位置して異域であると思われていた蝦夷島はその限りにあらずという解釈になるか。この場合の異域＝蝦夷島とは、中世以来通用してきた、国家領域の外、国境の外にあって異国でない地、境界領域という性格をも同時に内包している地という、先学概念によっている（遠藤巖「蝦夷安東氏小論」『歴史評論』四三三四号 一九八六年など）。

奥羽地方の太閤検地の実施を命じる浅野長政宛て豊臣秀吉朱印状の発給は、天正十八年八月十二日のことであって（『浅野家文書』五九号）、このことを勸案すれば、奥羽地方の諸大名に足弱衆の上洛を命じた七月晦日の朱印状は、奥羽兩國を手中にしたと考えた秀吉が、検地もさることながら兩國大名衆の参勤と足弱衆の上洛をまず構想し、実行に踏み切ったといえよう。換言すれば、奥羽兩國並びに「津軽・宇曾利・外浜」までの各大名達の参勤と足弱衆の上洛を命じることで、豊臣政権の軍事動員が全国に及ぶことが可能になり、ここにその軍役体系が完成し、全領主階級を

指揮下においたといつてもよからう。ただし蝦夷島には出仕を求める朱印状を発給するにとどまり、未だ足弱衆の上洛を命じるまでは至っていないことが明らかである。これは、豊臣政権が蝦夷島についての事情に明るくなかったこともあろうが、異域と認識していたことにも拠るのではなからうか。もし国内ないしは奥羽両国に所属する大名であると認識していたとすれば、小田原不参の罪で、少なくとも安東氏の如く宇都宮へ秀吉が到着する以前に秀吉のもとへ参陣しなくては、例えば和賀氏等のように改易に処せられたはずである。秀吉は七月晦日にいたって始めて、蝦夷島に出仕を求め、出仕に応じなかった場合は、軍勢の渡海によって成敗に処することを厳命しており、朱印を発給された蝦夷島の間人はここにやむなく出仕を実行しなくてはならなくなったのである。しかし逆に見れば、このことは秀吉の朱印状を受領して上洛を挙行することにより、その大名権力を全国政権に承認されることを意味したのである。蝦夷島の朱印の受領者が誰であるのか、また出仕ないし上洛の挙行者については、次章で考察することにした。

北奥羽の大名衆が、足弱衆を伴って上洛を果したしたのは、天正十八年九月中旬から十月下旬にかけて勃発した仙北・由利・庄内一揆を鎮圧してからであった。天正十八年十月二十日の「出羽之国仙北郡諸道具之覚」<sup>(24)</sup>によれば、刀・脇指・鑓・鉄放(炮)などの書き上げが見え、一揆鎮圧後の強制的な刀狩りの様相を窺うことができる。一方陸奥国では、同年十月七日の浅野長政へ宛てた豊臣秀吉朱印状に、「将又百姓刀狩以下入念申付候由、尤候」と、浅野長政が南部領における刀狩りを徹底的に行つたことに秀吉は満足の意を表明していた。<sup>(25)</sup>それにも関わらず、この直後、葛西・大崎一揆、和賀・稗貫一揆が勃発した。このことはさておき、北出羽の各大・小名は、先述の一揆を鎮圧した後、おそらく奥羽仕置上方軍の掃陣の後、それほどの時日を経ずして上洛を挙行したのではなからうか。

津軽の南部右京亮為信は、天正十八年十二月、前田利家に付き添われて足弱衆を同道して上洛を果した<sup>(26)</sup>『伊達家文書之二』五七二号 天正十八年十二月二十九日付 河島重統書状。前田利家は、津軽仕置と由利・庄内一揆を鎮圧して同

年十一月に加賀の自領へ帰還しており、翌十二月五日上洛したことが判明するので、南部右京亮為信はその時期に上洛を果たしたのであった。北出羽の由利郡の小名衆は、天正十八年十二月二十四日、いっせいに領地を安堵する秀吉朱印状を受領しており、例えば仁賀保氏の場合、それは領知高三七一六石の安堵状と二三ヶ村の村名と各村高を書き上げた領地目録とからなっており、他の小名達も同様であった（ただし、禰々井氏のような領地が余りにも狭小な領主には、領地目録は添付されていなかったようである<sup>(27)</sup>）。領地宛行の朱印状発給は、本人に下付するのが慣例であるので、おそくとも天正十八年十二月下旬までに、由利郡の小名達は上洛を果たしていたものと見てよからう。またその領地安堵の朱印状には、七月末に南部氏や戸沢氏へ与えた朱印状に見える、「妻子定在京」の文言はなく石高のみの表記がなされたことは、彼等が足弱衆を伴って上洛したからであろう。

同じく北出羽の安東実季は、天正十九（一五九二）年正月十七日、六郷氏、小野寺氏、戸沢氏などとともに領地安堵の朱印状を受領した（『秋田県史』資料 古代中世編 秋田県 一九六一年 四〇九・四一〇頁）。これらの朱印状には、いずれも領知高のみの記載があつて他に領地目録が添付されていたが、それ以外の城割りなどを命じる文言は見当たらない。それが一番はっきりしたのは、戸沢氏の朱印状で、前年宇都宮で受領した朱印状には、前述の通り妻子上京と領内検地、城割りの文言が明記されていたが、それが奇麗になくなって、領知高「出羽国仙北之内、北浦郡四方四千参百五拾石」を安堵する記載があるのみであった（『岩手県中世文書』下 三二頁）。この領知高は上方軍による検地の結果、確定したものであると思われ、七月末の「当知行」の安堵とは大きな相違を見せている。天正十九年正月に領地安堵の朱印状を下付された北出羽の大名衆も、由利郡の各領主達と同様、足弱衆をともなって上洛したものと推察される。なお最上義光は、天正十八年十一月末に上洛の途についたことが知られ（『伊達家文書之二』五六七号 天正十八年十二月二十六日付 孝蔵主消息 伊達政宗宛）、出羽国の大名衆は同年の末には上洛をほぼ済ませていたことが確認され

よう。

陸奥国の大名達のなかで、既に述べたように伊達・南部両氏は、出羽の最上氏とともに天正十八年八月の段階で妻子を上洛させており、そのほか相馬氏は同年九月十一日の浅野長政へ宛てた秀吉朱印状に「足弱差上候」の文言が見える（『浅野家文書』二二号）。岩城氏も前述の如く、同月上洛の催促と妻子上洛を命じられていた。この時点ではほとんどの陸奥国の大名達は、足弱衆の上洛を行ったものと考えられるが、検地終了後に勃発した葛西・大崎一揆、和賀・稗貫一揆と続き、天正十九年の初頭には九戸一揆が連続して起こったため、「奥中士卒蜂起」「糠部中錯乱」と称された騒乱状況のもとにあっては、一部相馬氏などの例外を除いて出羽国の大名達のようにこぞって天正十八年の末に上洛する余裕がなかったのではなからうか。現に伊達政宗が上洛した天正十九年閏正月には、南部信直は居城の三戸に滞在していることが確かめられ、またこの期間に至る時期に北出羽の大名達へ下付した領地安堵の朱印状も陸奥国の大名に発給された形跡が見当たらないので、それはなかったと思われる。ちなみに伊達政宗の上洛は、葛西・大崎一揆を裏から伊達政宗があやつっているのではないかという嫌疑を豊臣政権からかけられていたため、また先に差し出した妻子が偽者ではないかという疑いを持たれたことなど、豊臣政権に対して申し開きをする必要に迫られてのことであったのであろう。したがって前章で検討した奥羽仕置の三大方針のうち、足弱衆上洛は奥羽大名達のなかで、最も貫徹度の高いものであったとともに、国家の境界領域にも徹底されたものであった。

### 三 「蝦夷島」の出仕

左に掲げた文書は、天正十八年十月四日と推定される、宛所不明の蠣崎入道阿陀季広書状（秋田藩家蔵文書「奥村文

書」秋田県立図書館蔵）である。若干長文であるが、本稿にとって重要な点を含んでいるので掲げることにした。なお同書状は、既に海保嶺夫氏によって、同氏著『近世蝦夷地成立史の研究』（三一書房 一九八四年 二三〇頁）において紹介されている。周知の如く秋田藩家蔵文書（秋田県立図書館蔵）には、昭和三年の樋口九三筆写本と秋田史館模写本の二種類が存在する。右書に掲載した文書を筆者が校訂したところ、江戸時代に成立した秋田史館模写本と右書掲載文書との間に若干の異同が見られたことから、改めて秋田史館模写本の文書を紹介することにした。

幸便之条一筆令啓達候、仍今度津軽□御出張、無何事御帰陳御目出被存候、然而従上様御切紙預右衛門大夫□忝奉拜候、即以切紙申上度候得共便宜之事ニ御座候条、不能其儀候事御心得畏入候、就中式部大輔・右衛門大夫分而御懇意之由、畏入令存候、然而上洛望ニ候条、糠部口へ為越候、吾等老老之事ニ御座候得共、今一度懇御目度念願付而、向後之儀子共ニ猶御懇奉憑外無他事候、何も御息中御堅固目出ニ存候、恐々謹言、

十月四日

蠣崎入道阿陀（花押）

「□」殿御宿所

先に触れたようにちょうど宛所の姓名の部分が破損しているため（この部分は、秋田史館模写本に、「此スエキレテ不見」とある）、誰に宛てたものであるのか不明である。従来は、同文書の収載されているのが「奥村文書」であること、ついで「奥村文書」に収められている他の文書の宛所も何点かを除いて安東氏の家臣奥村氏であることから、同様に奥村氏へ宛てたのであらうと考えられてきた。さてこの書状に見えるところを要約すれば、つぎのようになる。第一は、宛所の人物が津軽へ出張し、無事帰陣したこと、第二は蠣崎氏が「上様御切紙」を受領したこと、第三は、蠣崎氏は上洛を希望して糠部口へ到着し、蠣崎季広は面会を強く希望しているが、自分は老齢のため子息へそのことを託し、子息を今後いろいろと指南して欲しいというものであらう。

第一の点では、津輕へ出張し帰陣した人物が問題となろう。天正十八年十月以前に津輕へ出張し、十月初めに帰陣したのは一体誰であろうか。同文書に關する従来の見解からすれば、奥村氏の主家である安東氏ということであるが、果たして同氏がこの時期に津輕へ出陣したのであるか。筆者はその可能性がほとんどないと思える。その理由として、同年八月初めに豊臣政権の奥羽仕置軍が検地のため出羽国に入っており、九月半ばに検地が終了した途端、仙北において仕置反対一揆が勃発している。安東氏が出羽国一帯を巻き込む形で起こった一揆の最中に、津輕出陣を實施したとはとうてい考えにくい。また後年、浅利氏は、前田利家が津輕へ検地のため下向のおり、安東実季が前田氏に対して一揆を起こさせるように浅利氏へ勧めたことを暴露しており、もし安東実季が前田氏に同道して津輕へ出陣したならば、一揆の誘発を誘うようなことをするとは考えられない。また安東氏の側にも天正十八年十月あたり、津輕へ出陣したとする史料は現在のところ発見されていない。したがって安東氏の津輕出陣は、歴史的情勢からみてなかった可能性が非常に強いと考えるよからう。しからばこの時期に津輕へ出張し帰陣したのは誰であろうか。奥羽仕置軍の編成は、最上・庄内へは上杉景勝、仙北へは大谷吉継、秋田・比内へは木村重茲、津輕へは前田利家・大野修理亮・片桐東市正であった（奥羽永慶軍記「前掲註27」「本莊市史」史料編I下 一〇五頁）。これらの軍勢に加えて奥羽両国の大名達が動員されたとする史料は存在しない。すなわち津輕へ派遣されたのは、前田利家を中心とした上方軍であった。<sup>(32)</sup>

前田利家は、十月十八日の書状において「仙北・庄内・由利之一揆」勃発を告げ、自ら軍勢を率いて「赤う津」(赤字津、秋田県由利郡の北部日本海沿岸地域)へ出撃し一揆を山へ追い入れ、いずれ庄内一揆も討伐するつもりであると述べている(前掲註4『山形県史』古代中世史料2「温故足徴所収文書」五七八頁)。またそれに先立つ十月四日の伊達政宗書状には、上杉景勝は最上口で籠城して難儀しているし、前田利家も南部口で籠城の状態であると記しており



『山形県史』古代中世史料1 山形県 一九七七年「粕谷文書」四一〇頁、この場合の南部口が必ず指すものか判断としないが、あるいは津軽からの帰途、比内地方の南部地方へ通じる地域で籠城の憂き目にあったのかもしれない。しかしいずれにせよ前田利家は津軽仕置を十月初めには終え、仕置終了後に勃発した仕置反対一揆勢力の討伐、特に由利・庄内など日本海沿岸地帯の一揆鎮圧に赴いたことは判明している。

第二の蠣崎氏が「上様御切紙」を受領したことについては、つぎのように考えたい。海保嶺夫氏は、この「上様」の文言に傍註を付して、安東実季としている。当時この実季が上様と呼ばれることがあったであろうか。また当時上様と称されたのは如何なる人物であったであろうか。蠣崎氏が用いる用例を見た場合、例えば同じく天正十八年正月十七日付の、蠣崎季広の子蠣崎慶広が奥村氏へ宛てた書状によれば、「今度殿様へ昆布二百玉鯨一掛進上申候」（秋田藩家蔵文書「奥村文書」、ならびに前掲海保氏『近世蝦夷地成立史の研究』二三三頁）とあり、海保氏は、この殿様に同じく安東実季の傍註を付している。傍註は別として、蠣崎氏は明瞭に「殿様」と「上様」を使いわけていることを確認しておきたい。

「上様」について、当時の用例を見ておきたい。奥羽地方の大名に対しては、天正十七年八月二十日の南部信直へ宛てた前田利家書状（『岩手県中世文書』下 二二頁）に、豊臣秀吉を指して上様の文言を用いており、これは来年奥羽仕置に上様すなわち豊臣秀吉が自ら出馬することを宣言した点を伝達した部分であった。そのほか天正十八年に入ってから、同年七月九日の伊達政宗へ宛てた浅野長政書状に、秀吉の奥羽下向にもなつて御座所の普請を命じるなかに「上様近日至其表」（『伊達家文書之三』五二〇号）とあり、同じく蒲生氏郷が伊達政宗へ宛てた十一月二十八日の書状のなかでも、「上様」への取成しを誓う旨の文言が見える（同前 五五〇号）。このように蠣崎氏が用いた「上様」の文言は、天下人である豊臣秀吉をさすのが当時にあつては慣例となつていたことが知られる。したがって、蠣崎季

広が「上様」と記した人物は、豊臣秀吉であったことはまず間違いない。自分の主君を殿様と呼ぶのは、他の例からしても当時としては普通であり、近世社会においても同様であった。殿様が安東実季であるのは間違いないが、「上様」はやはり豊臣秀吉と見なしたい。

とすれば、蠣崎季広は豊臣秀吉から切紙を受領したことを記述していることになり、ついで第三点に関わる蠣崎氏の上洛の希望も、前章で掲げた天正十八年七月晦日の豊臣秀吉朱印状に見える、「蝦夷島」へ朱印を発給して出仕を命じるといった豊臣秀吉の文言は、事大的・抽象的な表現ではなく極めて現実的な色彩を帯びたものとなつてこよう。整理すれば、天正十八年七月末に秀吉は、蝦夷島の蠣崎氏に対して出仕を求め朱印状を発給したのであつて、蠣崎氏はそれに応じて、十月に至り上洛の意思をもって糠部口に到着したのであつた。

ここで筆者は、天正十八年七月晦日の「蝦夷島」への朱印と同年十月四日の「上様御切紙」を、同一のものと見なしているのではないことを御断りしておかなくてはならない。蝦夷島からの出仕という行動を起こした蠣崎氏に対して発給された、秀吉もしくは秀吉の意を帯びた取次衆を通じた一連の文書のうちの一通が、蠣崎季広によつて「上様御切紙」と記録されたのであると考えている。他の大名衆にも見るように、彼我の間で何度となく上洛催促の書状を交わして、それが実現にいたっていることから明らかであろう。

松前氏の歴史書「新羅之記録」〔新北海道史〕第七卷 史料一 北海道 一九六九年 四一頁〕によれば、

天正十八年の秋、関白豊臣秀吉公小田原に進発して北条家を追討し、関東の仕置を定め、奥州羽州の検地、仕置を仰付けらる。依て両国中の領主皆参勤せしむ。秋田東太郎実季朝臣十六歳にて初めて上洛し給ふ。慶広朝臣之を聞き、心元なく思ひ、九月十五日津軽に渡海し、前田筑前守利家父子に対面し、秋田に到り、木村常陸守秀綱に会ひ、仙北に行き大谷刑部少輔吉忠に逢ふ。其後実季朝臣同心して十月二十一日、湯河湊を立ちて上洛す。検

地の輩先に帰洛して、跡より狄の嶋主蠣崎民部大輔上洛せしむるの由を言上せらる。秀吉公珍事に思し召して待たるるの処、北国雪中所々に滞留し、日数を經て十二月十六日入洛して、十八日利家、秀綱、吉忠に参会す。此三輩之を言上せらるるに依て、十九日秀吉公御扶持方五十石を賜ひ、遼遠の路中の苦勞を休息す可きの旨仰出され、後同二十九日聚楽亭に於て初めて謁し奉り、狄の嶋為体共忝き恩間に預るなり。

とあり、蠣崎慶広は九月十五日に津輕へ渡海して、前田利家父子と会い、ついで秋田へ赴いて木村重茲と、仙北では大谷吉継と面会して、その後十月二十一日、安東実季とともに上洛したというものである。その間津輕に上陸してから秋田より上洛に向かうのに約一ヶ月経過していることに対して、海保氏は安東氏が蠣崎氏の上洛を望まなかったこと、の表れであると述べており、また蠣崎季広が人質的に檜山へ行くことを仄めかしているのではないかと記している（前掲海保氏著書 二三一頁）。しかし、既に何度か述べたようにこの時期における秋田地方の情勢を勘案するならば、天正十八年九月下旬から十月中旬にかけて、仙北・由利・庄内一揆が同時に勃発しており、各大名はその鎮圧のため上洛どころではなかったというのが真実であろう。また上洛の資格があるかないかを決めるのは、豊臣政権であって、それこそ「出仕」の「御朱印」の存在により、安東氏が望まなくとも蠣崎氏は上洛しなくてはならなかったのであった。

ここで天正十八年十月四日の蠣崎季広書状をめぐる各問題点について、筆者なりの見解をつぎに述べることにした。まず宛所については、欠損しているので確たることはいえないが、本書状が津輕出張と帰陣をした人物に宛てたことはまず間違いない。しからば従来言われてきているような言説が妥当であろうか、まずその点が検討されねばならない。第一に、安東実季の軍勢は津輕へ出張した形跡がないこと、奥羽仕置軍は上方軍で構成されていたので、現地の大名達は、それも自領の検地が実施中であること、併せて<sup>33</sup>検地終了の直前に一揆が勃発して他領へ出陣するよう

な余裕がないことなどから、津輕へ出陣したのは少なくとも安東実季ではないことは明瞭であろう。ちなみに北出羽の各大名・小名への領地宛行の朱印状下付は、一揆鎮圧の褒賞であったともいわれるので、鎮圧に彼等が出陣したの  
は明らかである。

宛所のみを問題にするならば、もし安東実季であれば、「殿御宿所」とあるのは奇妙である。すなわち御宿所とい  
うのは、出陣中の陣所もしくは移動中の宿泊所に滞在しているからそのような記載をするのであって、秋田に留まる  
かもしくは秋田の居城に居たはずの安東実季かその家臣に対しては、他の例を見てもわかるように、また当時の常識  
からしてもこのような宛所の書き方をするのはしない。したがって同書状の宛名の人物は、秋田に居城を持たず移  
動中もしくは出陣中の状況下にあったのである。それでは津輕へ出張し十月四日の時点で津輕仕置を終了して、豊臣  
政権の意を帯して上洛の件について、蠣崎氏から相談を受けるのが可能な人物は、誰であろうか。筆者は、それは前  
田利家ではないかと推測する。前記「新羅之記録」にも見えるように、蠣崎氏が津輕で初めて面会した上方軍の相手  
が前田利家であったことも併せて考慮してみると、その可能性はさらに高くなるのではなからうか。

まとめると、「上様御切紙」を受領した蠣崎氏は、上方仕置軍として津輕へ出陣した前田利家を通じて豊臣政権と  
接触したのであった。ついで上洛を希望する蠣崎氏は、前田氏に子息慶広を託して上洛を実現せんとした。「新羅之  
記録」に蠣崎季広ではなく、慶広が上洛したとあるのは、本書状と符合しよう。このように見てみると前田氏は天正  
十五年頃から南部氏の取次役であったことは既に知られたところであり、しかも本書状によって蠣崎氏の取次役とし  
て機能しているようにも見える。前述の如く南部右京亮為信も前田利家に付き添われて、足弱衆をとまって上洛を  
果たしていることから、前田氏は異域であった蝦夷島の蠣崎氏、境界領域を領地に持つ南部信直・南部右京亮為信の  
取次役であったことが明らかになった。すなわち豊臣政権が天正十八年末に至る奥羽仕置のなかで、異域・境界領域

を国内に仕立てあげていく過程で、前田氏は中心的な役割を果たしたのであったと考える。

前掲「新羅之記録」や「松前家譜」（『松前町史』第一巻 松前町 一九七四年 一〇頁）など松前側の史料には、蠣崎慶広が天正十八年十二月京都に到着し、その月の末に聚楽第にて秀吉へ拜謁したこと、三月末に帰国したことが記されている。前章でも見たように北部日本海沿岸地域の大名・小名は、天正十八年末には足弱衆を伴って上洛を果たし、併せて領地安堵の朱印状を豊臣政権から受領していることを勘案すれば、蝦夷島の蠣崎氏もその動向に乗り遅れることなく、実施したのであろう。ちなみに岡本良知氏によれば、「北方探検記」にあるインド副王大使の使命を帯びて一五九一年三月（天正十九年二月初め）に秀吉へ謁見したイェズス会巡察使アレッサンドロ・ヴァリニャーノの一行が「折よく関白殿のもとへ伺候したその（蝦夷）島の或る住人から聴取した」とある記述は、上洛した蠣崎氏と彼等との接触と見て差し支えないであろうと述べている（同氏著『十六世紀における日本地図の発達』八木書店 一九七三年 一一三頁）。とすれば、蠣崎氏の上洛と豊臣秀吉への拜謁は、歴史的事実と見てよいのであろうし、ここに蠣崎氏は豊臣政権に対して、「出仕」を果たしたのであった。

先行研究の成果によれば、天正十九年正月十九日の安東実季へ宛てた領地安堵の秀吉朱印状に蝦夷島が欠落していることについて、前年の安東氏による小田原不参が響いており、しかもそれは懲罰的な意味を持つものではないかといわれている（海保嶺夫『中世の蝦夷地』吉川弘文館 一九八七年 二五七頁）。またこの朱印状によって、安東氏から蝦夷島の支配が離れ、それはとりも直さず中世の終焉を告げるものであったという（榎森進『蝦夷地』の歴史と社会）『日本の社会史』第一巻 岩波書店 一九八七年 三三五頁）。これらの見解はまさに妥当なものであって、安東氏への領地朱印状下付にかかわる歴史的意義については異論を挟む余地はないし、筆者も賛成である。ただし前章にて検討した蝦夷島の出仕を求める、天正十八年七月晦日の秀吉朱印状、並びに本章で検討した「上様御切紙」受領を伝える同年十

月四日の蠣崎季広書状の内容を子細に見るならば、豊臣政権は、「津輕・宇曾利・外浜」にいたるまでの大名に足弱衆を伴う上洛を求める段階に至ったとき、蝦夷島がその視野のなかに具体的なイメージをもって登場してきたのであった。ついで異域として抽象的な地理観の下にあった蝦夷島を積極的に国内に組み入れてしまおうと考え、出仕を求めたのであった。しかしそこには、出羽・陸奥両国の大名衆とは自ずから異なつた位置付けが存在したのであって、それは足弱衆の上洛ではなく出仕を求めるに留まつたことに明らかであろう。

かかる状況を勘案するならば、豊臣政権は奥羽位置を具体的に進めていく過程で蝦夷島をその版図に加えることを明確に企図し、蠣崎氏はそれにむしろ積極的に応じる形で、対応していったのであった。したがって「新羅之記録」などの史料に見えるように、蠣崎氏が安東氏に遠慮しつつ仕置のため出羽・津輕へ入ってきた上方軍に接触を求めたのではなく、上方軍との上洛に関する接触は豊臣政権による「出仕」の「御朱印」に基づいた行動なのであった。

『三藐院記』（続群書類従完成会 一九七五年 一四〇頁）「豊臣秀次任内大臣次第 天正十八年・十九年」に、

天正十八年三月朔日、(中略)、関白相国秀吉公赴関東給、同七月中旬ニ小田原落居ニヨリ、東八ヶ國ハ不及云、

出羽・奥州・えそか千嶋の岩やニコもる残者もなく、草に風を加ルトクニナリケレハ、近江中納言秀次卿ヲ為

代官暫残置、御帰洛アリヌ、

とある。「えそか千嶋の岩やニコもる残者もなく」と評されたように、蝦夷島には、豊臣政権に対抗する勢力は存在せず、それこそ蠣崎氏は豊臣秀吉朱印状の受領者としてこの後、統一政権の権力編成の一翼を担うことになった。右の近衛三藐院の表現はあながち誇張といえず、むしろそれは豊臣政権が「日の本」までをその版図に収めたという実感に裏打ちされた、当時の人々の共通の認識にまで到達した姿を表すものであった。

## むすび

本稿で明らかにしたことを何点かにまとめて、若干の展望を述べ結びとしたい。天正十八年の後北条氏攻略の出陣において豊臣政権は、「日の本迄」「出羽・奥州之果迄」という言葉に象徴される、日本の果てまでもその版図に組み込もうという意思を標榜して、出陣に臨んだのであった。そのなかで奥羽地方の大名達は、小田原への参陣を余儀なくされ同年の六月から七月にかけて、参陣を遂げたことはまず間違いない。従来、この奥羽大名達の小田原参陣については、「奥羽永慶軍記」などの軍記物の類によって述べられることが多く、確実な史料に基づいて言及されることが極めて少なかった。本稿においては、その時期を明確にし、且つ個別領主の参陣の実態をも明らかにした。なかでも北奥の南部右京亮為信が、既に天正十七年末の段階で豊臣政権と接触をもつことに成功していたこと、同年八月の時点では惣無事令に違反して南部氏からの離反を企てる「叛逆之族」として認識されていたにも関わらず、それを統一政権への鷹献上の行為を通じて逆転させ、安東氏と同様、領地没収の危機を回避したのであった。なお、既に筆者が言及したように、南部右京亮為信が領地宛行の朱印状を下付されたのは、天正十八年の末から翌十九年の初頭に至る期間であった（拙稿「近世初期北奥大名の領知高について」『日本歴史』四一七号 一九八三年）。

奥羽仕置の三大方針であった領内検地、城割り、妻子上京のうち、領内検地と城割りの二者は、先学の研究により貫徹度の弱いものであったことが明らかにされた。しからば妻子上京、言い換えると足弱衆の上洛のそれは如何なるものであったであろうか。天正十七年九月の時点で豊臣政権は、諸大名の「女中衆」の聚衆第集住を下命したが、それは秀吉の実弟であった羽柴秀長も例外でなく極めて厳しい命令であった。奥羽仕置においては、宇都宮に至って足

弱衆の上洛が各大名へ下命され、八月の段階では、足弱衆に限らず「国人妻子」の上洛も命じられた。この足弱衆の上洛は、七月末の秀吉朱印状によれば、「津軽・宇曾利・外浜」に至る大名にその足弱衆の上洛を求めるものであった。「出羽・奥州」の外にあるいわゆる境界領域たる地域にまで足弱衆の上洛を強制するものであった。それにしたがって、南部右京亮為信は天正十八年十二月に上洛を果たした。また同じ朱印状において、蝦夷島へも出仕の朱印を発したことを述べており、奥羽仕置の最終目的が「日の本迄」をその版図に組み入れるものであったとすれば、蝦夷島の出仕は豊臣政権にとって仕置の仕上げであるとともに、「唐入り」を目前に企図していた同政権が是非ともなしとげなければならなかったものであり、しかもそれは全国的な軍事動員体制の完成を意味したのであった。

「京儀をきらい」<sup>(35)</sup>という言葉に象徴された、奥羽仕置に反対する奥羽民衆の一揆が天正十八年九月から翌年にかけて同地方の各地で勃発した。それに直面した大部分の奥羽大名達のなかで、日本海沿岸地域の各大名・小名は、天正十八年九月中旬から十月末にかけて勃発した仙北・由利・庄内一揆を早期に鎮圧した。ついで彼等は豊臣政権と彼等をつなぐパイプ役であった、前田利家や大谷吉継などの取次衆を頼って同年の末には足弱衆を伴って上洛を果たし、翌天正十九年の正月にかけて領地安堵の朱印状を受領したのであった。一方陸奥国の大名達は、伊達政宗を除いて前述の如く騒乱状態にあった国内の鎮庄に務めるため、天正十八年から翌年正月にかけての上洛はできず、天正十八年の八月から九月にかけて行われた、足弱衆を上洛させるに止どまっており、彼等が自ら上洛するのは、九戸一揆を鎮圧した後、既にして名護屋への出陣が目前に迫った時期であった。

蝦夷島への朱印状の発給は、秀吉の単なる言葉上の修辭ではなく、実際に行われたであろうことは本稿において明確にしたところである。すなわち天正十八年の蠣崎入道阿陀季広書状の分析によって、豊臣政権から文書の発給がなされたこと、蠣崎氏はそれに応じて上洛を企図していることなどが明らかになり、天正十八年十二月に蠣崎慶広が



上洛したことはまず間違いないであろう。ここにおいて、異域であった蝦夷島にも敵対する勢力は存在しなくなったのであり、豊臣政権は「日の本迄」を文字通り手中にしたのであった。

ところで、近年鷹のもつ武家社会における歴史的な意義付けや、鷹献上に関する統一政権との関わりについて研究が数多く発表され盛行を見ている。<sup>(36)</sup> そのなかで多くの史料が発掘され紹介されてきたが、文禄期と推定される十月晦日の、津軽為信の鷹献上に支障のないようにせよという、日本海沿岸地域の各地点を列記した朱印状（前掲「津軽家文書」）、並びに文禄二年正月六日のこれも蠣崎氏の鷹献上に支障のないようにせよ、との各大名領に宛てた朱印状（「福山秘府」巻之八『新撰北海道史』史料編一 北海道庁 一九三六年 八四頁）は、本稿の主題からすれば興味あるものである。というのは、この津軽・蠣崎両氏への鷹献上を命じる、このような文書は今のところ管見の及ぶ限りでは他に発見されておらず、鷹献上を豊臣政権の体制的な政策として、言い換えると各大名を動員して京都に至る鷹献上を実施させたのは、この二例のみといえるのではなからうか。そうであるならば、この二例の文書については、新たな意義が付与されることになり、筆者はそれを次のように受けとめたい。すなわち、豊臣政権は天正十八年の奥羽仕置の最終段階として、「津軽・宇曾利・外浜」という日本国の境界領域に至る大名の足弱衆上洛を命じたが、それは異域である蝦夷島を見通した上での認識であった。そして蝦夷島からの出仕を求めたのは、異域を版図に組み込むことを明示するものであった。日本海沿岸地域の大名を動員しての津軽からの鷹献上と、同様に行われた蠣崎氏のそれとは、境界領域並びに異域からの献上を示唆するものであり、このような作業を通じて日本国の果てからの動員態勢を確認しようとして豊臣政権は企図したのではなからうか。

文禄元（一五九二）年三月十三日の、浅野長政へ宛てた豊臣秀吉朱印状に「関東出羽奥州日の本迄、諸卒悉罷立候付而」とある文言（『浅野家文書』七七号）は、天正十八年の段階とは全く異なる内実を含むものであった。すなわち

ここにおける「日の本迄」とは、まさに秀吉が自らの版図に組み入れた自信に裏打ちされたものであって、異域・境界領域からの軍事動員が実現可能と考慮された結果の表現であったのである。ここに全大名領主権力を結集した「唐入り」の軍事動員が、まさに際限なき軍役として現実の姿を現わし、国内には豊臣政権の軍事的扼くわから逃れることが可能な地域は一箇所だに存在しなくなったのであった。

## 註

(1) 藤木氏が発表された多くの惣無事令に関する論稿をまとめた、同氏著『豊臣平和令と戦国社会』(東大出版会 一九八五年)に、本稿は多くを負っている。また同書に関する書評としては、三鬼清一郎氏の『日本史研究』二八〇号(一一一―一二七頁)があり、本稿においても、同氏の書評を参考にさせていただいた。

(2) このような手法はなにも豊臣秀吉のみが用いたのではなく、彼のかつての主人であった織田信長も、「武者道」「武備道」「信長公記」天正八年八月十二日の条、佐久間信盛「御折檻の条子」を各部将に説いたことは有名であり、豊臣秀吉もそれに倣ってというよりは、それに代わる新たな権威たる「武威」を強調したことは、既に朝尾直弘氏が明らかにしたところである(同氏「幕藩制と天皇」『大系日本国家史』3近世 東大出版会 一九七五年 二〇三頁)。

(3) 藤木久志「東国惣無事令の初令」『かみくいむし』六〇号 一九八六年 二頁。

(4) 天正十八年七月十一日付 豊臣秀吉朱印状写 本願寺宛(『山形県史』古代中世史料2 山形県 一九七九年「本願寺文書」)に、「然者出羽奥州之果迄、置目等為可被仰付」とある。

(5) 豊臣政権が関東の後北条氏という単なる一領主の討伐だけでなく、奥羽仕置の構想を具体化したのは、天正十七年八月二十日の南部信直へ宛てた前田利家書状においてであろう(『岩手県中世文書』下 二二頁)。その後、後北条氏討伐のための詳細な「小田原陣立書」(『伊達家文書之一』第四七四号 豊臣秀吉小田原陣立書)は、天正十七年十一月二十日過ぎに発令されており、同年十二月四日の小早川隆景へ宛てた豊臣秀吉朱印状では、後北条氏に対して宣戦の朱印状を出したと、ならびに小早川氏に尾張清須城へ在番することを命じており(『小早川家文書之一』第四四八号 天正十七年十二月四日

付 豊臣秀吉朱印状)、天正十七年十二月初めには、西国の大名達には、関東出陣の布達が徹底していたといえよう。興福寺の多聞院英俊は、天正十七年十月晦日の「多聞院日記」に次のように記している。

一、昨晚俄ニ大納言殿上洛云々、何事ソ東国見知付、不承引出陣之事様沙汰如何、

とあり、この大納言とは大和の大納言羽柴秀長を指しており、東国すなわち関東への出陣は検地に同意しないことに理由があると説明している。これはまさに正鶴を射たものであり、当時の関東出陣と続く奥羽仕置の目的もしくは本質の一端が豊臣政権による検地の実施にあったことを、既に当時の人々によって見抜かれていたのである。それはともかく、天正十七年十月の段階では、多聞院英俊にも関東出陣が聞こえていたのであった。

(6) 『山鹿素行先生全集 武家事紀 中』(山鹿素行先生全集刊行会 一九一六年)四八六頁。

(7) 桑田忠親『太閤書信』(地人書館 一九四三年)所収一七五〜一七六頁「高台寺文書」。

(8) 『妙法院史料』第五卷 古記録・古文書1(吉川弘文館 一九七五年)一二四号 豊臣秀吉書状 一七一〜一七二頁。この書状はよく論文に引用されるが、誤植をそのまま引かれることが多いので、本文で若干紹介しておいた。

(9) 例えば高橋富雄「日本中央と日之本將軍」(『弘前大学國史研究』第七〇記念号 一九七五年)等は、本格的に歴史学の立場から言及した先駆的研究といえよう。ただし戦国末期にあって、「日の本」イコール東の果であったのかについては、例えば、『日葡辞書』(岩波書店 一九八〇年)二三四頁に「Fimomoto」ヒノモト(日の本)日本の例もあることにより、両用の使い方があった可能性がある。

(10) 事例は二例にすぎないのであるが、既に天正十六年四月六日の白川氏に宛てた富田知信書状において、豊臣政権による九州の島津氏討伐を報知するとともに「誠唐国迄も、平均眼前候」とし、そのうえでと断って、「関東奥兩國惣無事之儀」が発令されたと記している(『福島県史』第七巻「遠藤白川文書」四八〇頁)。このように九州の島津討伐は「唐入り」すなわち朝鮮侵略の直接的な前段階として当時認識されており、島津討伐の次は本来ならば「唐国」への討入りであったはずであると認識していた節がある(『小早川家文書之一』四九一号)。

ここで奥羽地方の大名に対して「唐国迄」の文言が記された第二例の文書としては、天正十七年十一月十日の伊達政宗へ

宛てた富田知信・浅野長政連署書状がある。それによれば、主な主題は伊達政宗の声名氏滅亡に対する責任を問うものであるが、そのなかに「日本儀者不及申、唐国迄も被得上意候者共之為候間」とあり（『伊達家文書之一』四四〇号）、会津をめぐる伊達政宗の申し分は、日本だけでなく唐国までも秀吉の上意を受けようとする領主階級の意思に反するものである、というものであった。すなわち豊臣政権の意向は、唐国をも包摂するものであると説明しているわけで、朝鮮侵略の意味を込めたものあるいはそれを示唆しているものと見なしてよからう。

- (11) 前掲註(1)の藤木氏著書五四頁。そのなかで同氏は、檜山城の安東実季と湊の安東通季との抗争が、北奥羽の各勢力を巻き込んでの戦いになり、この戦闘行為が惣無事令に触れたと述べている。湊・檜山合戦は、天正十七年二月に檜山城攻撃をもって開始し、安東実季が百五十日間籠城してもちこたえ、湊安東氏を撃退し、秋田地方の支配を確かなものにした（『湊・檜山両家合戦覚書』）。

- (12) 為信が、天正十八年末まで南部右京亮を称していたことについては、拙稿「文禄・慶長期津軽氏の復元的考察」（長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 一九八四年）七一頁から七三頁を参照されたい。

- (13) 南部右京亮へ宛てた十二月二十四日付の秀吉朱印状を、天正十七年と推定するのは次の理由による。同朱印状のなかで、奏者として記されている「増田右衛門尉」「木村弥一右衛門尉」の二名のうち、木村弥一右衛門尉吉清は、『伊達家文書之一』四三八号にも見るように、奥羽地方の大名達に対して奏者の役目をもって臨んだのは、天正十七年十一月に至ってからである。また吉清は天正十八年八月には、伊勢守に改称しており（『伊達治家記録』二）、したがって当該の秀吉朱印状は、天正十七年十二月二十四日でなければならない。

- (14) 『福島県史料集成』第一輯「新編会津風土記」上（福島県史料集成刊行会 一九五二年）八八頁。この文書は既に大島正隆「北奥大名領成立過程の一断面」（同論文は一九四二年に『喜田博士追悼記念国史論集』大東書館において発表されていたが、このたび『東北大名の研究』吉川弘文館 一九八四年に収められ、本稿は新しく再録した右書によっている。二〇三頁）において紹介がなされていたが、安東氏の小田原不参は、余り重視されてこなかったものであえてその部分を本文に引用した。

- (15) 「南部内七郡」については、それを「北・三戸・二戸・九戸・岩手・鹿角・閉伊」とする旧説は退けられ、最近では「和賀・稗貫・志波・閉伊・岩手・鹿角・糠部」とする見解が有力である。筆者も旧説を退けた一員であるが（拙稿「近世初期北奥大名の領知高について」『日本歴史』四一七号 一九八三年）、筆者を支持する最近の研究で、旧説の不成立を唱えるものとして吉井功児「中世南部氏の世界」（『地方史研究』二〇五号 一九八七年）、細井計「盛岡築城年代考」（『岩手史学研究』第七〇記念号 一九八七年）などが見受けられる。
- (16) そのほか、出羽国の最上領内においては、元和八年の改易の時点において、山形城を除いた有力家臣の居城として上山城や本城城など二一カ城が、接収の対象になっていた（『伊達家文書之二』八四五号 最上氏収封諸覚書）。したがって城割りとは豊臣政権はおろか江戸幕府においても、東北地方にあつては徹底しなかつたと言つても過言ではなからう。江戸幕府の城割りにつては、高柳光寿「元和一國一城令」（『史学雑誌』第三三編第一号 一九二二年）がある。
- (17) 山口啓二「豊臣政権の成立と領主経済の構造」（『日本経済史大系』3 近世上 東大出版会 一九七〇年）九四～九五頁、のち同氏著『幕藩制成立史の研究』（校倉書房 一九七〇年）第三部第二節に所収。
- (18) 藤木久志氏は、豊後の大友氏の例をもつて、聚楽第への女中衆の上洛は最も厳しく豊臣政権から強制されたもので、同政権の重点施策であつたと述べている（同氏『日本の歴史』15 織田・豊臣政権』小学館 一九七七年 二四一頁）。
- (19) 「晴豊記」天正十八年三月五日の条には「毛利女房衆」、三月十九日の条には「毛利輝元女房衆」、六月二十三日の条には「毛利内儀」、十二月十六日の条には「上杉女ほう」等とある。
- (20) 例えば『史料綜覧』卷十二（三〇三頁）天正十八年七月三十日の綱文には「是ヨリ先、長曾我部元親、蜂須賀家政、生駒近規等、富士山麓ニ、大仏殿ノ用材ヲ得テ、其運搬道路ノコト等ヲ秀吉ニ報ズ、是日、秀吉、之ヲ褒シ、又奥羽兩國ノ狀況ヲ告グ」とある如くである。
- (21) 前掲註（4）天正十八年七月晦日付 豊臣秀吉朱印状写 本願寺宛（『山形県史』古代中世史料2 山形県 一九七九年「本願寺文書」）。
- (22) 古代には、「陸奥話記」の天喜五年九月の条に、蝦夷の族長安倍富忠の支配下にあつた地として鈍屋・仁士呂志・宇曾利

の地名が見え、また中世では、正中二(一二二五)年九月十一日の安藤宗季讓状に「ぬかのふうそりのかう」とあり、安藤氏の地頭代職のもとにあった(盛田稔・長谷川成一編『角川日本地名大辞典2 青森県』角川書店 一九八五年)。

(23) 『日本古地図大成』(講談社 一九七八年) 口絵グラビアの一八頁と総説四六頁。

(24) 『新潟県史』史料編4 中世二(新潟県 一九八三年) 一一八〇号・一一八二号 「色部文書」。

(25) 渡辺武・内田九州男・中村博司「昭和五十九年度大阪城天守閣新規収蔵史料について」(『大阪城天守閣紀要』一四号 一九八六年) 二〇頁の紹介史料ならびに図版三。

(26) 前掲註(12)の拙稿の七一頁で、河島を伊達氏の重臣と記述してしまつたが、右書刊行後、前田利家の重臣であることを確認したので、訂正することにした。

(27) 『本莊市史』史料編I上(本莊市 一九八四年) 四九三―四九七頁。福々井氏には、「出羽国由利郡内福々井村百六拾九石 杓斗事」をあてがう秀吉朱印状が下付された(同書 四九七頁)。

(28) 相馬氏は、天正十八年十二月七日、奥州本知分四万八七〇〇石をあてがう領地朱印状を下付された(前掲『福島県史』第七卷 一四二頁)。これは同氏の領地が奥州で勃発した葛西・大崎一揆、和賀・稗貫一揆の発生地点から距離的に遠かったこと、したがって一揆討伐に直接的な責任が薄かったことがその原因と考えられる。

(29) 『岩手県戦国期文書』I(岩手県文化財愛護協会 一九八二年) 七号 南部信直書状 八戸おちかた宛、天正十九年閏正月七日付の同書状の差出しの箇所に、「三戸より信直」とあるので、南部信直の三戸在城は間違いない。

(30) なお出羽国では、庄内藤島一揆を煽動した罪で、本庄繁長と武藤義勝が、天正十九年末に改易、流罪に処せられたという(『山形県史』第一卷 原始・古代・中世編 山形県 一九八二年 七五五頁)。

(31) 奥羽史料調査部『秋田家蔵品展観目録並解説』(東北帝国大学法文学部 一九四〇年 二三頁)において、「先年つかるへ為御検地御下之刻、於路次対大納言殿一揆をおこし候へと藤太郎申候を承引不仕候故(下略)」とある。

(32) 前田利家は、天正十八年十月から十一月と推定される書状で(『加賀藩史料』第一編 清文堂出版 一九八〇年復刻 四二二頁)、国許の前田安勝へあて、「来十日頃罷出可令帰陣候」と記しており、また差し出しの箇所に「筑 津輕より」とあ

るので、前田利家が実際に津軽へ赴き在陣したことは確実であろう。

(33) 『秋田県史』近世編上（加賀谷書店 一九七二年復刻）一〇頁によれば、安東氏領の領内検地は、前田利家が奉行として実施したという。

(34) チースリク『北方探検記』（吉川弘文館 一九六二年）一〇六頁の翻訳と岡本氏のそれとは若干の違いがある。チースリク氏のほうには、「関白殿のもとへ遣わされたその島のある住民からも聞きとったものである」とある。

また日本側にも、天正十八年末の秀吉聚楽第滞在を確認しえる傍証史料がある（春日敏宏「豊臣政権期における松前氏の叙位・任官について」『日本歴史』四四六号 一九八五年の二七頁 註22）。

(35) 奥羽地方において「京儀」が盛んに用いられたのは、天正十九年二月から三月にかけての九戸一揆勃発の際であり、南部信直・浅野長政の家臣達が「郡中侍下々迄京儀をきらい」「郡中悉侍百姓等共京儀雖嫌申候心底」等の表現を書き送っている（前掲『新潟県史』4「色部文書」）。ただし管見の限りでは「京儀」の言葉が、出羽国の一揆に関する書状のなかには見えず、豊臣政権の両地方の一揆に対する対応に格差があったのか、その点については、更に検討を加えなくてはならない。

(36) 鷹をめぐる統一政権との関わりについては、近年の研究成果として曾根勇二「豊臣政権と御鷹場」（『白山史学』第二二号 一九八六年）、根崎光男「江戸幕府鷹場制度の成立過程」（村上直編『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館 一九八六年）、斎藤司「豊臣政権による鷹支配の一断面」（『地方史研究』二〇五 一九八七年）などがあり、鷹場との関係において論究されることが多い。そのなかで春日敏宏「豊臣政権と『狄之嶋主』（一）」（『北海道史研究』三七 一九八五年）は統一政権と鷹献上の問題を、文書の年代確定を進めながら再検討をせまった力作であり、啓発される場所が多かった。

付記 本稿の初校ゲラが出た後、小林清治氏の「奥羽仕置と伊達政宗」（『福島県歴史資料館研究紀要』第九号 一九八七年）に接した。その内容は、本稿の「一日の本」まで、二「足弱衆」の上洛の章と重なり合うところがあつたが、参考にできなかった。ただし私見と右論文との間で基本的に見解を異にする箇所が見当らなかつたので、当初執筆した内容のままとし訂正を加えることをしなかつた。右の点を御断りしておく。